



～新たな森林経営管理制度は林業のサイクルを支えます～

岡山県のスギやヒノキの人工林は、約半分が木材として利用できる大きさに育っています。私たちが森林を「伐って・使って・植えて・育てる」ことは、低迷している林業生産活動を活性化させ、森林の適切な管理が進み、森林の公益的機能がより発揮される「健全な森林」へと導くことにつながります（林業サイクルの循環）



詳しい内容をお知りになりたい場合やご不明なことがある場合は、県庁林政課又は各市町村の林務担当窓口までお気軽にお問い合わせください。

【森林経営管理制度全般に関するお問い合わせ先】

県庁林政課 ☎ 086-226-7451 ✉ rinsei@pref.okayama.lg.jp

【市町村のお問い合わせ先】

林野庁ホームページもご覧ください。（制度の概要、関係法令等）
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>

このパンフレットの内容は、2020年3月時点のものであり、今後、内容に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

森林所有者のみなさまへ

これからの森林活用に！

森林経営管理制度のご案内

～2019年4月スタート～

森林経営管理制度（森林経営管理法）とは？

森林経営管理制度とは、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者が経営・管理できない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ制度です。

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認
- ② 市町村にお任せしたいと回答頂いたときは、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを実施

市町村に委託された森林のうち、
 ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。



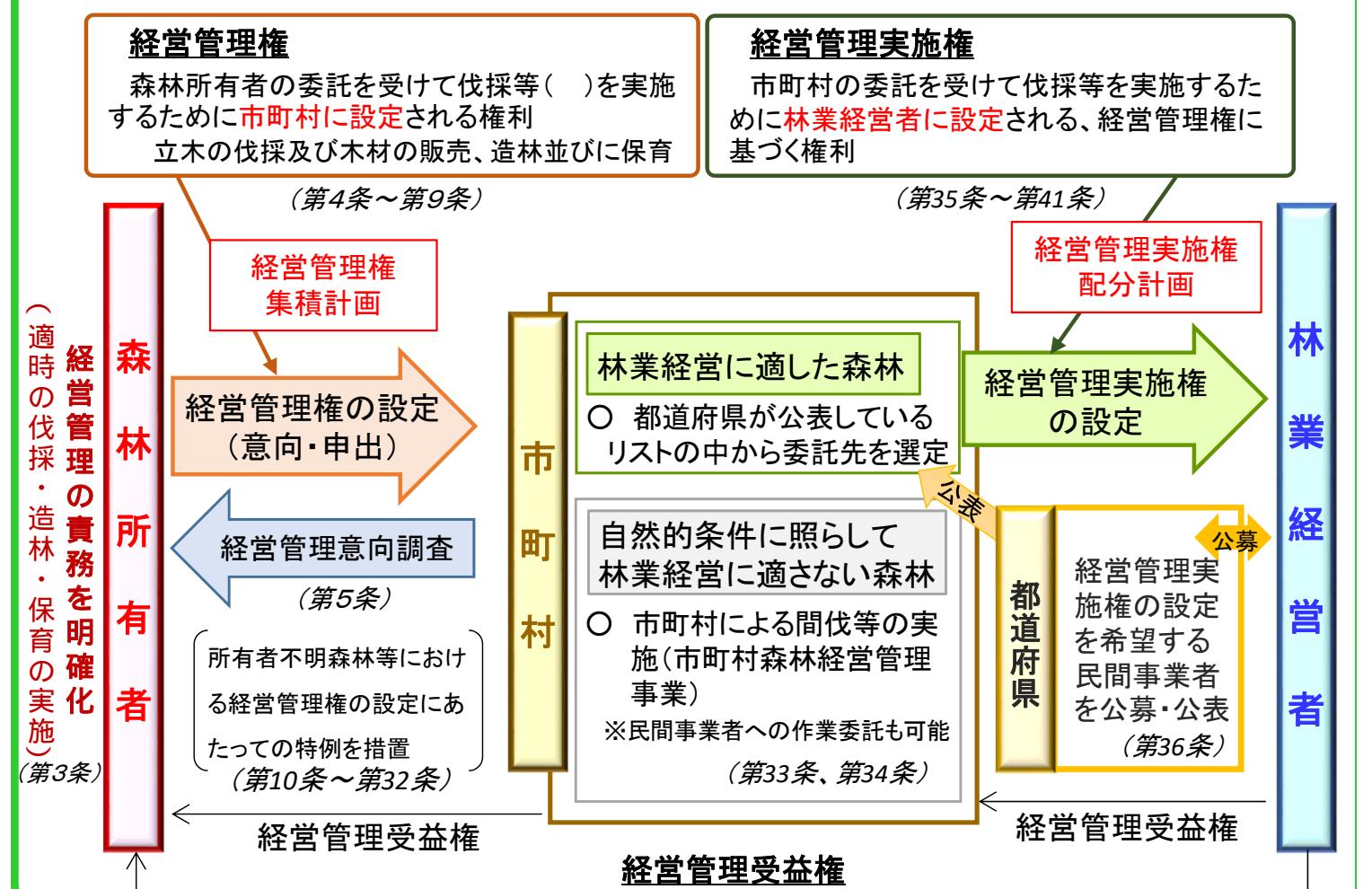
森林経営管理法の概要

- ① **森林所有者には、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、森林の経営管理を行う「責務」があることが明確化**
- ② **森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村に森林の経営管理を委託することができます。**
- ③ **市町村に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託されます。**
- ④ **再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が自ら管理を実施します。**

森林経営管理制度により期待される効果

森林所有者	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる。</u>○ 意欲と能力のある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待（※）できる。</u>
林業経営者	<ul style="list-style-type: none">○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。</u>○ これまで手がつけられなかった<u>所有者不明森林も整備ができるようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。</u>
市町村 (地域全体)	<ul style="list-style-type: none">○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた<u>森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与</u>○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安心・安全に寄与</u>

森林経営管理制度（森林経営管理法）の全体概要



森林経営管理制度

Q & A



- A** いいえ。現在、経営管理されている森林はこれまでどおり、森林所有者による経営管理（森林所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）を支援することとしており、取り上げる（経営管理権を設定する）ことはありません。新たな制度では、現在経営管理が行われていない森林が対象となります。

- Q 市町村が経営管理権を設定して実施する森林の経営管理とは、どのような内容になるのですか？**

- A** 市町村が行う経営管理の内容については、経営管理権集積計画において
森林所有者と市町村の合意により定められます。その経営管理の内容に
ついては、主伐を実施して、主伐後の造林・保育までを一括して実施す
る場合や、針広混交林化や長伐期化を目指して間伐を繰り返す場合など、
森林所有者の意向が反映されることとなります。

- Q 市町村の方針に森林所有者が同意しなければ、強権的に経営管理権が設定される措置なのか。（森林経営管理法第16条から第23条までの、確知所有者不同意森林における経営管理権集積計画の作成手続の特例について）**

- A** いいえ。森林所有者の意向を無視して、経営管理権を設定するものではありません。
森林所有者が不同意の場合の手続の特例は、森林の経営管理が行われていないにも関わらず、森林所有者の意思表示がない場合など、森林の多面的機能の発揮を行うためにやむを得ず、市町村に経営管理権を設定しなければいけないときに措置するものです。

- Q** 亂伐が進んで、再造林・保育が行われずに放置されることになるのではないか？

- A** いいえ。経営管理を行う林業経営者は、伐採後の植栽や保育等を実施できる体制を整えている経営者が選定されます。また、伐採後の植栽や保育等に係る経費を適切に留保し、計画的かつ確実な伐採後の植栽・保育等を実施しなければならないとされています。